

電子契約明示書兼利用承諾書

この契約（協定、覚書等も含まれます。）については、町として電子契約の対象としておりますので、電子契約による契約締結に承諾いただける場合は、下記利用承諾書の太枠内に必要事項を記入のうえ、③提出先メールアドレス宛に本書をデータ添付して、④提出期限までに提出してください。

記

電子契約利用承諾書	
①	案件名
②	利用承諾書提出先 鞍手町役場 ○○課 ○○係（TEL <input type="text"/> ）
③	承諾書提出先メールアドレス <input type="text"/>
④	利用承諾書提出期限 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日まで
⑤	電磁的措置の種類 コンピュータ・ネットワーク利用の措置
⑥	電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式 電子契約サービスを通じて、町が PDF ファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者双方が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法
鞍手町と電子契約サービスを利用して行う契約の締結において、利用するメールアドレス等の情報は、次のとおりです。	
所在地	
商号又は名称	
代表者役職	
代表者氏名	
【確認者①】 ※①案件名の電子契約に係るデータの確認及び承認を行う担当者を入力してください。	
契約締結権限者	役職 <input type="text"/> 氏名 <input type="text"/>
メールアドレス <input type="text"/>	
【確認者②】 ※必要に応じて【確認者①】以外の確認者を1名設定することができます。	
契約確認担当者	役職 <input type="text"/> 氏名 <input type="text"/>
メールアドレス <input type="text"/>	

【留意事項】

- ※ 本書は、電子メールにデータ添付のうえ提出してください。
- ※ 電子契約による契約締結に承諾いただけない場合は、本書の提出は不要です。
- ※ メールアドレスは誤りのないよう十分に確認ください。
- ※ 電子契約による契約は、紙の契約書による契約と契約条件・効力に相違はありません。なお、電子契約サービス上の保存期間は10年（延長可）です。
- ※ 建設工事請負契約においては、建設業法第19条第1項及び2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。